

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年5月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300192号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日まで

平成 22 年 7 月から A 社が運営する B 店でアルバイトとして勤務していたところ、店長が交代した平成 23 年 7 月頃に、社会保険の加入義務があることを知り、手続を行った。既に経過した請求期間に係る厚生年金保険料については、給与から遡及して控除されると聞いていたが、請求期間に係る厚生年金保険料については未加入のままである。給与明細書等は手元にないが、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料については、店長が交代した平成 23 年 7 月頃に、給与から遡及して控除すると聞いた旨陳述しているところ、事業主から提出された、請求者に係る賃金台帳からは、基本給、残業給、深夜給等が記載されているものの、勤務時間数や時給単価の記載はなく、役職名称が「アルバイト」、入社日付は「2010 年 7 月 28 日」と記載されており、請求者の同社への入社日は平成 22 年 7 月 28 日であることが確認できることから、請求者は、請求期間の一部について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の賃金台帳によれば、請求期間に係る給与からは、厚生年金保険料は控除されておらず、オンライン記録どおり、平成 23 年 7 月分以降の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、事業主は、既に経過した期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から遡及して控除又は直接徴収した場合は、いずれも賃金台帳に記載することになると陳述しているところ、請求者に係る賃金台帳からは、その旨の記載について確認することはできない。

そのほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300199 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2400004 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から平成元年 10 月 13 日まで

私は、請求期間において A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の A 社の事業主 (以下「事業主」という。) は、請求者は請求期間において同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨回答している。

また、複数の同僚は、請求者は請求期間において A 社に勤務していた旨回答していることから、請求者は、請求期間において同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを確認できる関連資料を所持しておらず、現在の事業主及び請求者についても、請求期間当時の保険料控除を確認できる関連資料を所持していない。

また、同僚からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について具体的な回答を得ることができない上、オンライン記録によると、請求者は、昭和 59 年 7 月 23 日から平成元年 10 月 1 日までの期間において、父 (事業主) の健康保険の被扶養者であることが確認できる。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において、請求者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番はないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。